

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（概要）について

1. 概要

- 地方公務員等共済における出産費については、地方公務員等共済組合法第 63 条第 1 項において「組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する」と、家族出産費については、同条第 3 項において「被扶養者が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する」とそれぞれ規定されており、地方公務員等共済組合法施行令（以下「地共済令」という。）第 23 条の 4 において、当該額は 40.4 万円とされている。
- 更に、当該額については、地共済令第 23 条の 4 において、特定出産事故（同条第 1 号に規定する特定出産事故をいう。）が発生した場合において、出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって一定の要件に該当するものが締結されていること等医学的管理の下における出産であると組合が認めた時には、3 万円を超えない範囲内で総務省令で定める金額を加算した額とすることとしている。
- 当該加算額については、地方公務員等共済組合法施行規則第 2 条の 4 の 17 において、1.6 万円とされているが、今般、社会保障審議会医療保険部会における議論を踏まえ、産科医療補償制度について補償対象基準等の見直しが行われ、令和 4 年 1 月 1 日から 1.2 万円に引き下げる事となったため、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）第 2 条の 4 の 17 に規定する金額について、「1 万 6 千円」から「1 万 2 千円」に改正するもの。

3. 根拠条項

- ・ 地方公務員等共済組合法施行令第 23 条の 4

4. 施行期日等

公布日 : 令和 3 年 12 月 10 日

施行期日 : 令和 4 年 1 月 1 日